

## 女性活躍推進法における一般事業主行動計画

目 的 : 仕事と子育てを両立できる環境を作る為、原則就業時間内に業務が終了できるように環境整備を行い、以下の通り行動計画を策定する。

計画期間：令和 4年 4月 1日から  
令和 7年 6月30日まで

内 容 : 令和4年4月1日より全職員の各月ごとの平均残業時間を10時間以内とするよう雇用環境の整備を行う。